

火災予防上の命令を受けている防火対象物

消防機関が立入検査により火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。

中部上北広域事業組合消防本部では、火災予防上の命令を行い、公示している対象物の所在地、名称等について、利用者や近隣の方々の安全のためにお知らせしております。

命令を受けている対象物一覧

令和元年5月15日現在

No.	項目	内容
1	防火対象物の所在地	東北町上北北二丁目 32 番地 372、32 番地 385、32 番地 386
	防火対象物の名称	白虎
	命令を受けた者	中村 光輝
	命令事項	1 令和元年9月15日までに、建物全体に消火器を設置すること 2 令和元年9月15日までに、建物1階に屋内消火栓設備を設置すること 3 令和元年9月15日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること 4 令和元年9月15日までに、建物全体に非常警報設備を設置すること 5 令和元年9月15日までに、建物全体に誘導灯を設置すること
	命令発令日	令和元年5月15日
	管轄消防署	上北消防署